

## 浜松市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における住宅の倒壊から市民の生命を守るため、住宅内に耐震シェルターを設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 住宅内の1階に設置する箱型の装置であって、当該住宅が倒壊した場合に居住者にとって安全な空間を確保できると市長が認めるものをいう。
- (2) 住宅 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1未満のもの)を含み、現に居住の用に供している建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの又は工事中であった市内に存するものをいう。
- (3) 申請者 浜松市耐震シェルター整備事業費補助金の交付を受けようとする者

### (補助対象者)

第3条 補助事業の対象者は、住宅の所有者又は居住者であって、浜松市税を完納している者とする。ただし、規則第3条第3項各号の規定のいずれかに該当する者を除く。

### (補助対象要件)

第4条 補助の対象要件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 耐震シェルターを設置しようとする住宅の部分(以下「申請住宅」という。)が、地階を除く階数が2以下の木造住宅であるもの
- (2) 申請住宅が、浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱別表第1第2項に規定する木造住宅耐震補強助成事業(以下「木造住宅耐震補強助成事業」という。)による補助を受けていないもの
- (3) 申請住宅の1階の構造耐震指標値Iwが1.0未満であるもの

### (補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助の対象となる経費は、耐震シェルター本体及びその設置(以下「設置工事」という。)に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1の額とし、125,000円を限度とする。ただし、申請住宅に所有者が居住し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合

は250,000円を限度とする。

(1) 65歳以上の者(事業完了までに65歳に達する者を含む)が所有し、自らが申請するもの

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものが居住するもの

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護者又は要支援者が居住するもの

3 申請者が次の各号の全てに該当する場合は、補助金の額に補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額を含めないものとする。

(1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第4号で定める事業者(以下「事業者」という。)

(2) 消費税等について、補助事業の対象とすることを要しない旨の申し出のある者

4 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、交付申請書(第1号様式)を事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第4条第2項第6号の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)

(2) 家族構成報告書(第3号様式)(所有者が非居住の場合は省略できる)

(3) 申請者が事業者の場合は、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書

(4) 申請者が事業者の場合は、消費税申出書(第4号様式)

(5) 申請住宅の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できる書類

(6) 申請者が申請住宅の所有者ではない場合は、申請住宅の所有者の承諾書

(7) 設置工事に要する経費の見積書の写し等

(8) 申請住宅の1階の構造耐震指標値Iwが1.0未満であることを確認することができる書類

(9) 暴力団排除に関する誓約書(第5号様式)

(10) その他、市長が必要と認める書類

(交付の条件及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、申請者に対して、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

2 規則第7条第1項の規定による通知は、決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ及び交付決定の取消し)

第8条 申請者は、前条第2項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合、又は規則第8条第1項の規定による取下げをする場合は、交付申請取下届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取消す場合は、交付決定取消し通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第9条 申請者は、第7条第1項第1号による市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(第9号様式)に変更内容の確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請が適当であると認めた場合は、変更承認通知書(第10号様式)により申請者に通知するものとする。この場合、承認の通知をもって補助金の変更交付決定とする。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第11号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日を越えてはならない。

2 前項の実績報告書には、規則第13条の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 設置工事に係る写真(設置工事の前中後を確認することができるものに限る。)

(2) 設置工事に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定により前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは額を確定し、確定通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条による確定通知書を受領した後、速やかに請求書(第13号様式)

式)を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度から平成27年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成27年度までの補助金に適用する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -  
住所(又は所在地)

申請者 (フリガナ)  
氏名(又は名称)

電話番号

### 交付申請書

浜松市耐震シェルター整備事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1.住宅の所有者	住所				
	氏名				
2.住宅の概要	所在地 (地名地番)	浜松市			
	形式	一戸建て	長屋	共同住宅	併用住宅
	構造・階数	造・地上 階建て			
	建築年次	年 月			
	耐震診断結果	わが家の専門家診断 補強計画策定事業 その他			
実施年月		年 月	1階上部 構造評点		
3.設置の概要	設置箇所	1階 和室 洋室 ( ) 畳 m <sup>2</sup>			
	製品名				
	設置業者	会社名			
		連絡先			
担当者					
4.申請者の区分	個人 事業者(個人事業者含む)				
5.事業に要する経費	円( 税込み 税抜き)				
6.事業の完了予定日	平成 年 月 日				

第2号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者 氏名(又は名称)

生年月日(個人の場合) 明・大・昭・平 年 月 日

### 市税納付・納入確認同意書

浜松市耐震シェルター整備事業の補助金交付申請に伴い、浜松市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

第3号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

申請者

氏名

### 家族構成報告書

耐震シェルターを設置する住宅に居住する者を次のとおり報告します。

	氏名	生年月日	申請者との続柄
1		年 月 日 ( 歳 )	
2		年 月 日 ( 歳 )	
3		年 月 日 ( 歳 )	
4		年 月 日 ( 歳 )	
5		年 月 日 ( 歳 )	
6		年 月 日 ( 歳 )	

上記のうち、以下に該当する者は、当該手帳等の写しを添付します。

身体障害者手帳の交付を受けている

介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

第4号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

## 消費税申出書

浜松市耐震シェルター整備事業の補助金交付申請における事業に要する経費に係る消費税額について、下記のとおり申出します。

### 記

(必要に応じて、貴社経理担当又は会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。)

消費税額を補助事業の対象とすることを要する。ただし、消費税申出書を提出後において、1から3に該当しなくなり消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行った場合には、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けた場合においては補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額等を市に返還するものとする。

理由

1. 消費税法における納税義務者でない
2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない
3. 簡易課税事業者である

消費税額を補助事業の対象とすることを要しない

理由

上記1から3に該当しないため、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行う可能性がある



第5号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

誓約者 氏名(又は名称)

### 暴力団排除に関する誓約書

浜松市耐震シェルター整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

様

浜松市長

### 決定通知書

平成 年 月 日付けで申請があった浜松市耐震シェルター整備事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

#### 記

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

#### 交付に付する条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を返還すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付する。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

## 交付申請取下届

浜松市耐震シェルター整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

1 申請の区分

交付の申請

変更申請

2 理由

資金の都合がつかなくなったため

計画どおりの事業ができなくなったため

その他

( )

第8号様式

浜松市指令都建第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

交付決定取消し通知書

平成 年 月 日付け浜松市指令都建第 号により交付決定しました浜松市耐震シェルター整備事業について、浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物等の概要

第9号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

## 変更承認申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令都建第 号により補助金の交付の決定を受けた 浜松市耐震シェルター整備事業の内容について変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様

浜松市長

### 変更承認通知書

平成 年 月 日付け変更承認申請がありました浜松市耐震シェルター整備事業について、平成 年 月 日付け浜松市指令都建第 号による交付の決定を下記のとおり 変更したので通知します。

#### 記

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

#### 交付に付する条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部または一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を返還すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付する。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第11号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

## 実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令都建第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市耐震シェルター整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

事業完了年月日 平成 年 月 日





第13号様式

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

氏名(又は名称)

### 請求書

平成 年 月 日付け浜都建第 号により補助金の交付の確定を受けた浜松市耐震シェルター整備事業費補助金について、下記のとおり請求します。

#### 記

請求額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	振込口座	金融機関名							
支店名等									
預金種別 普通・当座									
口座番号									
口座名義 (カタカナ)									